福島市新学校給食センター整備運営事業

基本協定書（案）

福島市新学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して，福島市（以下「甲」という。）と〔　　　　　〕グループを構成する法人（構成企業（〔代表企業名〕（以下「代表企業」という。），〔構成企業名〕及び〔構成企業名〕をいう。以下同じ。）及び協力企業（〔協力企業名〕及び〔協力企業名〕をいう。以下同じ。）をいう。以下総称して，又は個別に「乙」という。）との間で，次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。なお，本協定において使用する用語は，本協定に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き，甲が令和５年４月18日に公表した福島市新学校給食センター整備運営事業 募集要項（以下「募集要項」という。）において定義されたところによる。

（目的）

第１条 本協定は，本事業に関し，募集要項に基づいて乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し，乙が本事業を遂行する目的で設立する特別目的会社（以下「特別目的会社」という。）と甲との間の事業契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて，甲及び乙の双方の義務について定めることを目的とする。

（甲及び乙の義務）

第２条 甲及び乙は，事業契約の締結に向けて，それぞれ誠実に対応するものとする。

２ 乙は，事業契約締結のための協議にあたっては，本事業の応募手続における福島市新学校給食センター整備事業検討委員会及び甲の要望事項を尊重するものとする。ただし，係る要望事項が，募集要項及び募集要項と同時に公表された要求水準書，優先交渉権者選定基準，様式集，基本協定書（案）及び事業契約書（案），募集要項等に関する質問に対する回答及び個別対話における質問に対する回答（以下「募集要項等」という。）から逸脱している場合を除く。

（特別目的会社の設立等）

第３条 構成企業は，本協定締結後，令和●年●月●日までに，募集要項等，提案書類及び次の各号に定める条件に従い，本事業の遂行を目的とする特別目的会社を設立し，設立後速やかにその商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書），定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを甲に提出する。その後，商業登記簿謄本，定款又は株主名簿が変更された場合も同様とする。

（１）特別目的会社は，会社法（平成１７年法律第８６号）に定める株式会社とする。

（２）特別目的会社の本店所在地は，福島市内とする。

（３）特別目的会社の資本金は，提案書類に示された金額以上とする。

（４）特別目的会社は，会社法第１０７条第２項第１号イに定める事項について定款に定めることにより，特別目的会社の全部の株式を譲渡制限株式とする。ただし，会社法第１０７条第２項第１号ロに定める事項，会社法第１３９条第１項但書に定める事項及び会社法第１４０条第５項但書に定める事項については，特別目的会社の定款に定めてはならない。

（５）特別目的会社は，会社法第１０８条第１項に定める「内容の異なる二以上の種類の株式」を発行してはならない。

（６）特別目的会社は，会社法第１０９条第２項に定める「株主ごとに異なる取扱いを行う」旨を定款に定めてはならない。

２ 構成企業は，特別目的会社をして，前項各号に定める条件を，事業契約期間中維持させるものとする。

３ 構成企業は，必ず特別目的会社に出資するものとし，代表企業の議決権比率は出資者中最大となるものとする。

（株式の譲渡等）

第４条 構成企業は，事業契約期間中，甲の事前の書面による承諾なく，構成企業自らその保有する特別目的会社の株式を第三者（特別目的会社の他の株主を含む。）に対して譲渡，担保権の設定その他一切の処分（合併，会社分割等により包括承継させることを含み，以下総称して「譲渡等」という。）を行ってはならない。

２ 構成企業は，前項に従い甲の承諾を得て特別目的会社の株式に担保権を設定した場合には，担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

３ 構成企業は，特別目的会社の設立時，増資時及び第１項に従い甲の承諾を得て特別目的会社の株式が譲渡等される時において，別紙の様式による出資者誓約書を甲に提出するものとする。

（業務の委託，請負）

第５条 乙は，特別目的会社をして，設計に係る業務を〔　　　　　〕に，建設に係る業務を〔　　　　　〕に，工事監理に係る業務を〔　　　　　〕に，調理設備の調達に係る業務を〔　　　　　〕に，〇〇に係る業務[[1]](#footnote-1)を〔　　　　　〕に，維持管理に係る業務を〔　　　　　〕に，運営に係る業務を〔　　　　　〕にそれぞれ委託させ又は請け負わせるものとする。

２ 乙は，事業契約締結後速やかに，前項に定める各業務を受託する者又は請け負う者と特別目的会社との間で係る各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ，締結後速やかにその契約書の写しを甲に提出するものとする。その後，これらの契約が変更された場合も同様とする。

３ 乙のうち第１項により特別目的会社から各業務を受託し又は請け負った者は，受託し又は請け負った業務を誠実に行わなければならず，また，乙は，乙以外のこれらの業務を受託し又は請け負った者をして，受託し又は請け負った業務を誠実に行わせるものとする。

（事業契約）

第６条 甲及び乙は，募集要項等及び提案書類に従い，事業契約に係る仮契約を，本協定締結後，令和６年１月を目途に，甲と特別目的会社との間で締結せしめるべく最大限努力するものとする。

２　前項の仮契約は，福島市議会の議決を得た日に本契約として成立するものとする。福島市議会において否決されたときは，仮契約は無効とし，甲は乙に対して一切の責任を負わないものとする。

３　甲は，募集要項に添付の事業契約書（案）の文言に関し，乙の求めに応じ，趣旨を明確にするものとする。

４　甲及び乙は，事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。

５　事業契約が本契約として成立するまでに，乙のいずれかが，募集要項において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には，甲は事業契約に係る仮契約を締結せず，又は本契約を成立させない。ただし，参加資格を喪失した者が代表企業以外の者であって，乙（参加資格を喪失した者を除く。）が甲と協議の上，参加資格を喪失した構成企業又は協力企業に代わって，参加資格を有する構成企業又は協力企業を補完し，甲が参加資格を確認の上，提案書類の内容の継続性に支障を来さないと判断したときは，甲は，事業契約に係る仮契約を締結し，又は本契約を成立させることができるものとする。

６　事業契約が本契約として成立するまでに，乙のいずれかが次の各号のいずれかの事由に該当するときは，甲は事業契約に係る仮契約を締結せず，又は本契約を成立させないことができるものとする。

（１）役員等（乙が個人である場合にはその者を，乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは本協定を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）役員等が自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（４）役員等が，暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与していると認められるとき。

（５）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）下請契約又は資材，原材料の購入契約その他の契約に当たり，その相手方が（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら，当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）乙が，（１）から（５）までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材，原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（（６）に該当する場合を除く。）に，甲が乙に対して当該契約の解除を求め，乙がこれに従わなかったとき。

７　事業契約が本契約として成立するまでに，乙のいずれかが，本事業に関し，次の各号のいずれかの事由に該当するときは，甲は事業契約に係る仮契約を締結せず，又は本契約を成立させないことができるものとする。

（１）公正取引委員会が，乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第２０条第２項において準用する場合を含む。），第８条の２第１項若しくは第３項，第１７条の２又は第２０条第１項の規定による措置を命じ，当該措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が，乙に違反行為があったとして独占禁止法第７条の２第１項（同条第２項及び第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じ，当該課徴金納付命令が確定したとき。

（３）乙（乙が法人の場合にあっては，その代表者又は役員，代理人，使用人その他の従業者）に対し，刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条の規定による刑が確定したとき。

（４）その他乙が前３号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

８　乙は，乙のいずれかが前項各号のいずれかに該当する場合，甲が事業契約に係る仮契約を締結しないか，本契約を成立させないか，又は事業契約が解除されるか否かにかかわらず，甲に対し，賠償金として，提案書類に基づき事業契約の契約金額となるべき金額にこれに対する消費税・地方消費税相当額を加えた金額の合計の１０分の１に相当する金額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

９　乙は，乙のいずれかの責めに帰すべき事由により令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日までに事業契約の本契約の成立に至らなかった場合（第５項及び第６項の場合を含むが第７項の場合を除く。），甲に対し，違約金として，提案書類に基づき事業契約の契約金額となるべき金額にこれに対する消費税・地方消費税相当額を加えた金額の合計の１０分の１に相当する金額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

１０　前２項の規定にかかわらず，甲は，甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金又は賠償金の額を超える場合においては，乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

１１　前３項の場合において，乙は，違約金及び賠償金（超過分の賠償を含む。）を連帯して甲に支払わなければならない。

（準備行為）

第７条 事業契約締結前であっても，乙は，自己の責任と費用において，本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為（設計に関する打ち合わせを含む。）を行うことができるものとし，甲は，必要かつ可能な範囲で乙に協力するものとする。

２ 乙は，事業契約締結後速やかに，前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を特別目的会社に引き継ぐものとする。

（事業契約締結不調の場合における処理）

第８条　甲と特別目的会社が事業契約の本契約の成立に至らなかった場合，本協定に特段の規定がある場合のほか，すでに甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし，相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（秘密保持）

第９条　甲及び乙は，本事業に関連して受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに，責任をもって管理しなければならない。この場合において，甲及び乙は，本事業以外の目的で秘密情報を使用してはならず，本協定に特段の規定がある場合を除き，相手方の事前の書面による承諾なしに第三者（特別目的会社を除く。）に開示してはならない。

２　次の各号に掲げる情報は，前項の秘密情報に含まれないものとする。

（１）開示の時に公知である情報

（２）開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

（３）開示の後に甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報

（４）開示を受けた当事者が，第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

（５）甲及び乙が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により承諾した情報

３　第１項の規定にかかわらず，甲及び乙は，次の各号に掲げる場合には，相手方の承諾を要することなく，相手方に対する事前の通知を行うことにより，秘密情報を開示することができる。ただし，相手方に対する事前の通知を行うことが，権限ある関係機関等による犯罪捜査等へ支障を来す場合は，事前の通知を行うことを要しない

（１）弁護士，公認会計士，税理士，国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

（２）法令に従い開示が要求される場合

（３）権限ある官公署の命令に従う場合

（４）甲につき守秘義務契約を締結した甲のアドバイザーに開示する場合

４　甲は，前各項の規定にかかわらず，本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し，法令その他甲の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第１０条　甲及び乙は，相手方の事前の書面による承諾なく，本協定に基づく権利義務及び契約上の地位につき，第三者へ譲渡等をしてはならない。

（本協定の有効期間）

第１１条　本協定の有効期間は，本協定締結の日から事業契約期間の終了時までとする。ただし，事業契約に係る仮契約の締結，又は本契約の成立に至らなかった場合は，事業契約の本契約の成立に至る可能性がないと甲が判断して代表企業に通知した日までとする。

２　本協定の有効期間の終了にかかわらず，第６条第８項から第１１項，第８条から第１０条及び次条の規定の効力は存続する。

（準拠法及び管轄裁判所）

第１２条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし，本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は福島地方裁判所とする。

以上を証するため，本協定書〔　〕通を作成し，当事者記名押印の上，各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　　　　　　福島市五老内町３番１号

　　　　　　　　　福島市

福島市長　木　幡　　　浩　　　　　　　印

（乙）　　　　　　構成企業（代表企業）

　所在地

　商号又は名称

　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

構成企業

所在地

　商号又は名称

　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

構成企業

所在地

　商号又は名称

　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

協力企業

所在地

　商号又は名称

　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

協力企業

所在地

　商号又は名称

　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

**別紙　出資者誓約書の様式**

令和　年　月　日

福島市

福島市長　木　幡　　　浩　様

**出 資 者 誓 約 書**

福島市と〔代表企業名〕，〔構成企業名〕及び〔構成企業名〕の間において，令和［ ］年［ ］月［ ］日付で締結された福島市新学校給食センター整備運営事業 基本協定書（その後の変更及び修正を含み，以下「本協定」といいます。）に基づき，〔特別目的会社名〕（以下「特別目的会社」といいます。）の株主である当社らは，本日付をもって，福島市に対して下記の事項を連帯して誓約し，かつ表明及び保証いたします。なお，特に明示のない限り，本出資者誓約書において用いられる用語の定義は，本協定に定めるとおりとします。

記

１　特別目的会社が，令和［ ］年［ ］月［ ］日に会社法上の株式会社として適法に設立され，本日現在有効に存在すること。

２　特別目的会社の本日現在における発行済株式総数は［ ］株であり，うち［ ］株を［　　　　　］が，［ ］株を［　　　　　］が，及び［ ］株を［　　　　　］が，それぞれ保有しており，事業契約期間中において，福島市の事前の書面による承諾なく，議決権比率を変更しないこと。

３　特別目的会社の本日現在における株主は構成企業のみであり，代表企業の議決権比率は出資者中最大となっていること。

４　当社らは，事業契約期間中，特別目的会社の株式を保有するものとし，福島市の事前の書面による承諾がある場合を除き，譲渡，担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等により包括承継させることを含む。）を行わないこと。また，当社らの一部の者に対して当社らが保有する特別目的会社の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても，福島市の事前の書面による承諾を受けて行うこと。

５　当社らは，福島市の事前の書面による承諾を受けた上で，当社らが保有する特別目的会社の株式に担保権を設定した場合には，担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに福島市に対して提出すること。

６　当社らは，事業契約に規定される解除原因が発生している又は発生するおそれがある等，福島市が本事業の遂行状況に問題が発生していると判断した場合，福島市の要求に従って，福島市と特別目的会社との協議に参加し，特別目的会社に関する情報を福島市に提供すること。

７ 当社らは，事業契約期間中，特別目的会社をして，次の各号に定める事項を遵守させること。

(1)　特別目的会社は，本事業契約により特別目的会社が行うべきものとされる事業のほかは，自ら行う場合と第三者への委託等により行う場合とにかかわらず，本事業と直接関係のない事業を一切行ってはならない。

(2)　特別目的会社は，福島市の事前の書面による承諾なく，既存の株主以外の者に会社法第１９９条に定める募集株式の発行並びに会社法第２３６条に定める新株予約権及び新株予約権付社債（以下総称して「新株発行等」という。）を発行してはならず，また，既存の株主に対して新株発行等を行う場合であっても議決権比率を変更させてはならない。

(3)　特別目的会社は，合併，事業の譲渡，会社分割，株式交換，株式移転その他の会社組織上の重要な変更をしてはならない。

８　当社らは，事業契約上の福島市と特別目的会社の債権債務関係が終了してから１年と１日を経過するまで，特別目的会社について，解散又は破産手続，民事再生手続，会社更生手続その他倒産手続の申立を行わないこと。

９　当社らが，本事業に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い，福島市の事前の書面による承諾を受けた場合を除き，当該情報を第三者に開示しないこと。

10　前各項に定めるほか，本協定第３条及び第４条に規定する事項を遵守し，これに反する特別目的会社の株主総会議案に賛成しないこと。

所在地

　商号又は名称

　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

所在地

　商号又は名称

　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

所在地

　商号又は名称

　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

1. 提案書類に記載された構成企業，協力企業が行う各業務の内容にあわせて規定します。 [↑](#footnote-ref-1)